定　　款

公益財団法人進藤記念財団

公益財団法人進藤記念財団　定款

第 1 章　　総則

（名称）

第1条　この法人は、公益財団法人進藤記念財団と称する。

（事務所）

第 2 条　この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

第 2 章　　目的及び事業

（目的）

第 3 条　この法人は、学業優秀かつ品行方正でありながら厳しい経済状況である生徒に対し奨学金を支給することによる経済的支援を行い、もって社会に貢献する人材の育成に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 生徒に対する奨学金の支給

(2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2　前項の事業は、大阪府内において行うものとする。

第 3 章　　資産及び会計

（基本財産）

第 5 条　この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会及び評議員会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。

2　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第 6 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 7 条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 8 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）損益計算書（正味財産増減計算書）

（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（6）財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3　第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事並びに評議員の名簿

（3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（4）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第 9 条　代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

（剰余金の不分配）
第 10 条　この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 4 章　　評議員

（評議員の定数）
第 11 条　この法人に評議員 3 名以上 6 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）
第 12 条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。
2　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
イ　当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ　当該評議員の使用人
ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者
ヘ　ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
イ　理事
ロ　使用人
ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
①　国の機関
②　地方公共団体
③　独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
⑤　地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 1 項第 9 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3　この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の数の合計数が、評議員総数(現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることとなってはならない。

（評議員の任期）

第 13 条　評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3　評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 14 条　評議員に対して、各年度の総額が 30 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 5 章　　評議員会

（構成）

第 15 条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第 16 条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任
(2) 理事及び監事の報酬等の額
(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(4) 定款の変更
(5) 残余財産の処分

（6）基本財産の決定、処分又は除外の承認
（7）その他法令で定められた事項

（開催）
第 17 条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招集及び議長）
第 18 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
2　評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
3　評議員会の議長は、出席した評議員の互選により決定する。

（決議）
第 19 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（1）監事の解任
（2）定款の変更
（3）基本財産の処分又は除外の承認
（4）その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）
第 20 条　理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）
第 21 条　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）
第 22 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議長及び出席した評議員から選出された議事録署名人 1 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章　　役員

（役員の設置）
第 23 条　この法人に、次の役員を置く。
（1）理事 3 名以上 6 名以内
（2）監事 1 名以上
2　理事のうち、1 名を代表理事とする。

（役員の選任）
第 24 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2　代表理事は、理事会において理事の中から選定する。
3　この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
4　この法人の監事には、この法人の理事及び評議員若しくはこれらの親族その他特殊の関係にある者並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）
第 25 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3　代表理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 26 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 27 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2　監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

3 補欠または増員により選任した理事の任期は、前任者又はその選任時に在任する理事の任期の満了すべき時までとする。

4　補欠として選任された監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

5　理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 28 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第 29 条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（理事会決議による役員の損害賠償責任の一部免除）

第 30 条　この法人は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、同法第 198 条において準用する同法第 111 条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）又は監事（監事であった者を含む。）の責任を法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することがで

きる。

（非業務執行理事等の責任限定契約）
第 31 条　この法人は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でない者に限る。）又は監事との間に、同法第 198 条において準用する同法第 111 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

第 7 章　　理事会

（構成）
第 32 条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第 33 条　理事会は、次の職務を行う。
（1）この法人の業務執行の決定
（2）理事の職務の執行の監督
（3）代表理事の選定及び解職

（開催）
第 34 条　通常理事会は、毎年 2 回開催する。

（招集及び議長）
第 35 条　理事会は、代表理事が招集する。
2　理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
3　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
4　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、各理事の互選により決定する。

（決議）
第 36 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第 37 条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

2　理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

（議事録）

第 38 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 8 章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 39 条　この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる決議によって変更することができる。

2　前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

（解散）

第 40 条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 41 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 42 条　この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決

議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 9 章　　公告の方法

（公告の方法）

第 43 条　この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第１０章　選考委員会

（選考委員会の設置）

第 44 条　この法人に、任意の機関として、選考委員会を置く。

2　前項の選考委員会は選考委員により構成される。

3　選考委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める選考委員会規則で定める。

4　選考委員の選任及び解任は、理事会において決議する。

第１１章　事務局

（事務局）

第 45 条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2　事務局には、所要の職員を置く。

3　重要な職員は、代表理事が理事会の決議を得て任免する。

4　重要な職員以外の職員は、代表理事が任免する。

5　職員は、無給とする。ただし、理事会の承認を得て有給とすることができる。

6　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

上記は当法人の定款に相違ない。

令和 7 年 6 月 25 日
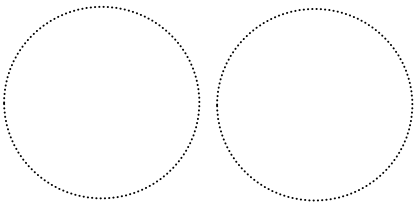
大阪市淀川区宮原一丁目1番1号新大阪阪急ビル
公益財団法人進藤記念財団
代表理事　　進藤 晶弘